

監査公表第 803 号

包括外部監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

また、包括外部監査の結果を受けて、京都市外部監査に係る監査委員の事務の取扱いに関する要綱第 6 条の規定により京都市長から状況の報告がありましたので、同要綱第 7 条第 1 項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 1 月 9 日

京都市監査委員

1 令和4年度包括外部監査（令和5年3月30日監査公表第799号）

（契約事務－1）

指 摘 事 項
第3 外部監査の結果 2 契約事務 2.5 個別案件の検討 2.5.3 下請け及び再委託の利用 2.5.3.3 随意契約での再委託について 【指摘事項4】再委託承諾申請書の様式の改良 随意契約での再委託承諾申請書は再委託の可否を判断できるように記載項目を充実させる等、様式を改良して運用すべきである。

講 じ た 措 置
随意契約用の再委託承諾申請書の様式を新たに作成し、再委託の可否を判断できるように再委託を必要とする理由を記載する項目を設けるとともに、必要に応じて挙証資料を求めるよう運用の見直しを実施した（令和5年6月）。

指 摘 事 項
第3 外部監査の結果 1 会計 1.2 資産 1.2.2 基金 1.2.2.2 基金収入の対象となる取引の会計処理 【指摘事項1】 基金収入の対象となる取引の会計処理の見直し 資本取引と損益取引とを明確に区分する必要があるため、賃貸料収入、固定資産売却益、寄附金、基金運用益は損益計算書の収益に計上すべきであり、「資本の部」の「資本剰余金」に計上すべきではない。

対 応 状 況
これまで資本取引として収入していた賃貸料収入、固定資産売却益、寄附金及び基金運用益については、令和5年度決算から損益取引として収入することとしている。

指 摘 事 項
第3 外部監査の結果 1 会計 1.5 減損会計 1.5.2 固定資産のグループ化 【指摘事項2】 減損会計における固定資産のグルーピングの見直し 固定資産の減損会計の適用に当たり、賃貸用不動産及び未利用地については、個々の資産ごとにグルーピングを行う必要がある。

対 応 状 況
減損会計の適用に当たり、水道事業会計において使用している固定資産については、水道水の製造から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから一つの資産グループとしていたが、賃貸用不動産及び遊休資産（未利用地を含む。）については、令和6年1月末までに個別の資産ごとにグルーピングを行う。このうち一部の資産については、減損損失の計上が必要と見込まれるため、令和5年度決算において損失を計上予定である。

指 摘 事 項
第3 外部監査の結果 1 会計 1.5 減損会計 1.5.3 山間地域の休止浄水施設等の減損会計の検討 【指摘事項3】 山間地域の休止浄水施設等の減損会計の検討 山間地域の休止浄水施設等については、減損損失の判定を行い、減損損失を認識すべきとの判定結果となった場合は減損損失を計上する必要がある。

対 応 状 況
指摘事項2に対して講じた措置の中で、山間地域の休止浄水施設等については、現時点で事業活動における収益獲得に貢献している施設ではなくなっている点を鑑み、遊休資産として水道事業資産から区分して、令和6年1月末までに個別の資産ごとにグルーピングを行う。 当該休止浄水施設等については、減損損失の計上が必要と見込まれるため、令和5年度決算において損失を計上予定である。

(監査事務局)